

## 情報・システム研究機構懲戒規程

平成16年4月1日  
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第42条の規定に基づき、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）における懲戒の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 懲戒処分は、情報・システム研究機構各種委員会規則第2条に定める人事委員会の審査を受け、役員会の議を経て機構長が行う。

2 前項の懲戒処分は、職員に文書を交付して行わなければならない。

3 前項の文書の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を官報に掲載することをもってこれに替えることができるものとし、掲載された日から2週間を経過したときに文書の交付があったものとみなす。

4 懲戒処分の効力は、「懲戒処分書」及び「処分説明書」を職員に交付したときに発生する。

5 懲戒処分書の様式は別紙1のとおりとし、当該懲戒処分に応じて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 解雇する場合

「甲（根拠となる就業規則の条項を表示する。以下同じ。）により、懲戒処分として解雇する。」

二 出勤停止とする場合

「甲により、懲戒処分として、月（日）間出勤停止とする。」

三 減給する場合

「甲により、懲戒処分として、（日額の2分の1かつ月額額の10分の1以内）を減給する。」

四 戒告する場合

「甲により、懲戒処分として戒告する。」

5 処分説明書の様式は別紙2のとおりとする。

6 出勤停止の期間計算は、暦日計算によるものとし、その期間は、処分の効力発生日を算入せず、その翌日から起算する。

(懲戒の事由)

第3条 職員が次の各号の一に該当する場合には、戒告に処する。

一 正当な理由がなく、無断欠勤を5日した場合

二 機構名、職名を私事に悪用した場合

- 三 機構が提出させる届出に偽りがあった場合
  - 四 自己の職場を正当な理由無く離れた場合
  - 五 就業規則，その他機構の規則及び規程を守らなかった場合
  - 六 業務の怠慢行為があり，機構に軽微な損害を与えた場合
  - 七 業務上の書類，伝票等を改変し，又は虚偽の申告，届出をした場合
  - 八 勤務時間中に許可なく私用を行った場合
  - 九 直属の上司又は関連直属の上司の指示，命令に従わない場合
  - 十 不当に他人の自由を拘束し，又は名誉を毀損した場合
  - 十一 機構の発行した証明書類を他人に貸与し，又は流用した場合
  - 十二 許可なく機構の文書，帳簿，その他の書類を部外者に閲覧させ，又はこれに類する行為があった場合
  - 十三 その他前各号に準ずる行為があった場合
- 2 職員が次の各号の一に該当する場合は，減給に処する。ただし，情状によっては戒告にとどめることがある。
- 一 勤務に関する手続き又は届出をしばしば怠り，若しくは届出を偽った場合，あるいは給与計算の基礎となる事項に不正行為があった場合
  - 二 機構の信用を損なう風評を流布し，若しくはこれに類する各種活動を行った場合
  - 三 無断欠勤が6日以上，10日までに及んだ場合
  - 四 重大な過失により業務に支障をきたした場合
  - 五 重大な過失により機構の信用を損なう行為をした場合
  - 六 懲戒に該当するような行為を行った部下に対して管理監督責任がある場合
  - 七 機構内 WEB SITE，PASSWORD 等各種の情報を他に漏らし又は漏らそうとした場合，又，機構が不適切と認める使用をした場合
  - 八 前項の違反が再度に及ぶ場合，又は情状重大と認められる場合
  - 九 その他前各号に準ずる行為があった場合
- 3 職員が次の各号の一に該当する場合は，出勤停止に処する，ただし，情状によっては戒告又は減給にとどめることがある。
- 一 他の職員を誘ったり又は強要して遅刻，早退，欠勤をさせたり，その他の就業を妨げ，あるいは退職を強要した場合
  - 二 故意に業務上の命令等に従わなかった場合
  - 三 故意に業務に支障を生じさせた場合
  - 四 業務怠慢により機構に相当な損害を与えた場合
  - 五 故意に機構の信用等を損なうような行為をした場合
  - 六 許可なく，日常携帯品以外の品物を持ち込み，あるいは機構の物品を持ち出し，又は持ち出そうとした場合
  - 七 機構の掲示，建築物，機械器具，製品その他を故意に汚損若しくは改変し又は破損した

場合

八 前項の違反が再度に及ぶ場合、又は情状重大と認められる場合

九 その他前各号に準ずる行為があった場合

4 職員が次の各号の一に該当する場合は、諭旨解雇に処する。ただし、情状によっては減給若しくは出勤停止にとどめることがある。

一 業務又は業務上の地位を利用して機構の資産、その他これに類するものを私用し、自己の利益をはかった場合

二 業務又は業務上の地位を利用して部外者から不当な金品、饗応を受け又は要求、約束し、自己又は他人の利益をはかった場合

三 機構の許可を受けず機構以外の業務に従事した場合

四 正当な理由なく職場配置、休職、復職、配置換、兼務、出向、出張、昇任、降任等の人事命令を拒否した場合

五 故意に業務能率を低下させ、又は業務の妨害をはかった場合

六 正当な理由なく、無断欠勤引続き11日以上に及んだ場合

七 前3項の違反が再度に及ぶ場合、又は情状重大と認められる場合

八 その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合

5 職員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒解雇に処する。ただし情状によっては減給、出勤停止又は諭旨解雇にとどめることがある。

一 重要な経歴を偽り、その他不正な方法で採用された場合

二 無断欠勤が20日以上に及び再三の出勤命令にもかかわらず、出勤する意思を示さない場合

三 機構の承認を得ることなく、他の会社等の役員又は社員となり、又は営利を目的とする業務に従事した場合

四 故意又は重大な過失により、重大な災害、事故を発生させ機構に著しい損害を与えた場合

五 暴行、脅迫、傷害その他これに準ずる行為を行った場合

六 故意又は重大な過失により、機構の重要な施設、設備、機械を著しく破壊又は滅失した場合

七 許可なく機構の重要な書類若しくは帳簿等を機構以外に持ち出し又は機構以外の者に示した場合、若しくは許可なく機構の重要な書類を複写した場合

八 技術上、業務上重要な機密を他に漏らし又は漏らそうとした場合

九 機構の取引先又は関係者から、業務に関し不当な金品の贈与又はもてなしその他の利益を受けあるいはそれを要求した場合

十 機構の命令に従わず、故意に職場の秩序を乱した場合

十一 機構を欺いて機構に重大な損害若しくは不利益を与えた場合

十二 刑事事件に関して猶予刑を含む有罪の確定判決を受けた場合

- 十三 機構の金銭，その他の物品を他人に融通し若しくは私用に供し，機構内の資材，動力等を利用して私物を修理あるいは製作した場合
- 十四 社会通念に著しく逸脱した行為を行った場合
- 十五 業務上の地位を利用して私利を得た場合，又は得ようとした場合
- 十六 懲戒処分に対して改悛の情なしと認められた場合
- 十七 機構の名誉及び信用を傷つけた場合
- 十八 機構の経営権を犯し，若しくは経営基盤を脅かす行動，画策をなし又は正常な運営を阻害し，若しくは阻害させようとした場合
- 十九 服務規律等本規則，その他の機構の規程，通達，通知等に違反し，機構に莫大な損害を与え，又は機構の社会的信用を辱めた場合
- 二十 前項の違反が再度に及ぶ場合，又は情状重大と認められる場合
- 二十一 その他前各号に準ずる程度の不都合な行為があった場合

(懲戒の効果)

第4条 出勤停止とされた者は，職員としての身分を保有するが，その期間中は給与を受けることができない。

(減給の原則)

第5条 減給は，休職，病気休暇等のため，基本給を減ぜられている場合でも，本来受けるべき基本給の月額（「基本給の調整額」を含む。）を基礎として計算した額を，給与から減ずるものとする。

- 2 減給は，職員が本来受けるべき基本給を変更するものではなく，基本給を計算の基礎とする手当等に影響を及ぼさない。
- 3 減給は，その効力発生の日の直後の基本給の支給日（効力発生の日と基本給の支給日とが同日の場合は，次の基本給の支給日）から減額分を差し引くものとする。
- 4 減給の計算については，当該処分に処された時の基本給を基礎とする。

(不服申立て)

第6条 懲戒処分を受けた職員は，不服申立てをすることができる。

- 2 前項に規定する不服申立ては，処分説明書を受領した日の翌日から起算して14日以内に機構長に対してしなければならないが，処分があった日の翌日から起算して1月を経過したときは，することができない。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか，必要な事項は機構長が別に定める。

## 附 則

この規程は，平成16年4月1日から施行する。

別紙 1

懲 戒 処 分 書

|                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (氏名)                | (現職名及び職務の級)        |
| (処分の内容)             |                    |
| (発令日付)<br>平成 年 月 日  | (交付日付)<br>平成 年 月 日 |
| 任命権者 情報・システム研究機構長 印 |                    |

懲戒処分書の記載要領

- (1) (現職名及び職務の級) 欄には、懲戒処分を受ける職員が占める職の組織上の名称、職名及び職務の級を記載すること。
- (2) 懲戒処分を受ける職員の処分の理由となる主要な事実が、非違行為を行った他の職員に対する監督者としての職責遂行が十分でなかったことに係る場合は、記載した処分の内容の末尾に「(監督者責任)」の文言を付記すること。

